



2026年3月13日

各 位

会社名 株式会社石井表記
代表者名 代表取締役 山本 晋宏
(コード：6336 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役 松井 忠則
管理本部長
(TEL 084-960-1247)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社個人株主1名（以下「本提案株主」といいます。）より、2026年4月開催予定の当社第53期定時株主総会における議題について、株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面を受領しておりましたが、本日の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主提案の内容

(1) 議題

定款一部変更の件

(2) 議案の内容及び提案理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりであり、本株主提案に係る書面の当該箇所を原文のまま掲載しております。

2. 株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 議題に係る議案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(反対の理由)

当社は、安定経営の根幹を成す株主様からの支援に報いるため、株主様への利益配分を安定かつ継続的に実施することを重要な経営課題の一つとして考えており、利益水準や将来の事業展開、配当性向などを総合的に判断して、適切な利益配分を行うこととしております。

株主様への還元としては第53期事業年度において自己株式取得（164,800株、99百万円）を実施し、配当額につきましても上記方針に沿って第53期事業年度においては第52期事業年度より8円増配の28円、第54期事業年度においても第52期事業年度より16円増配の36円の期末配当を実施する予定であり、株主様への還元を拡充するよう取り組んでおります。

本議案は当社の株主還元方針を明確化、可視化するために当社定款変更を求めるものですが、上記のように当社は今後も株主様への還元拡充に努めてまいります。株主還元については市場環境、当社の業績、財政状況、配当性向などを総合的に勘案して事業年度ごとに決定すべき事項であると考えておりますが、定量目標の設定については今後検討を進めていく方針であります。また、定款についても会社の組織や運営に関する基本事項を定めるものであり、本議案のような当社が一定の柔軟性をもって機動的に決定すべき事項を規定することは適切でないと考えております。

以上から当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

(別紙「本株主提案の内容」)

※本提案株主から提出された本株主提案に係る書面の該当箇所を原文のまま掲載しております。

第1 定款一部変更の件(株主還元方針の明確化)

1. 議案の要領

定款第7章「計算」に、現行第34条(事業年度)と第35条(剰余金の配当)の間に、次の条文を新設する。

(株主還元方針)

第34条の2

- ① 当社は、株主還元を経営上の重要施策と位置付け、期末配当(第35条)、中間配当(第36条)および自己株式の取得(第6条)を含む株主還元に関する基本方針を定める。
- ② 前項の株主還元方針には、次の事項を含むものとする。
 - (1) 連結配当性向およびDOE(株主資本配当率)等を用いた定量目標
 - (2) 3事業年度を単位とする目標期間
 - (3) 目標未達または変更がある場合の理由および見通し
- ③ 取締役会は、毎事業年度、株主還元方針、目標、実績および未達理由を、株主総会参考書類(インターネット開示を含む)または当会社ウェブサイトにおいて開示する。

2. 提案の理由

貴社は有価証券報告書において、株主への利益配分について「安定かつ継続的な利益配分を実施することを重要課題」と位置付け、「利益水準、将来の事業展開、配当性向等を総合的に判断」して配当を決定する旨を継続して記載している。

近年においても、減収減益や減損計上等の事業環境を踏まえつつ、基本方針および財政状況等を総合的に勘案した結果として増配を実施したと説明されている。すなわち、配当政策は常に「総合的判断」に基づくものと整理されているが、その具体的な判断基準や数値目標は明示されていない。

3年前の株主総会において、会長は過去の太陽光関連事業における困難な経験が慎重な配当姿勢の背景にあることを率直に述べられ、その上で3年後には他社並みの水準を目指す趣旨の発言をされた。そのご発言は、過去の経験を真摯に受け止めつつ、将来への前向きな転換を示すものであり、株主にとって経営の意思を感じさせる重要なものであった。

しかしながら、経営トップの発言が制度的基準として明文化されない限り、その趣旨は曖昧となり、株主と会社との認識に差異が生じる可能性がある。

貴社が有価証券報告書において「配当性向等を含め総合的に判断する」と記載している以上、その判断枠組みを一定程度可視化することは、これまでの説明姿勢と整合するものである。

過去の経験を慎重姿勢として残すのではなく、明確な基準と透明性という形で制度化することこそが、持続的な企業価値向上および株主との信頼関係強化に資するものと考え、本議案を提案する。

以上